

番 号 : 161054

国 名 : ケニア

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム

案件名 : 地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト
(農村インフラ(土のうを利用した農道整備))

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農村インフラ(土のうを利用した農道整備)
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年3月上旬から2017年4月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.3M/M、現地 1.17M/M、合計 1.47M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 3日 現地業務期間 35日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月8日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年2月21日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農道整備に関する各種業務
対象国/類似地域	ケニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

日本からの入国時にイエローカード提示は義務付けられていませんが、黄熱流行国であり、赴任前の予防接種を強く奨励します。

6. 業務の背景

ケニア国家経済において重要な役割を果たす農業セクターの中でも園芸は毎年平均 15～20%の成長を見込む主要サブセクターであり、市場向け農業生産の 75%以上は小規模農家が担うと言われる。このような状況の中、ケニア政府からの要請を受け、JICA はケニア国農業・畜産・水産省 (MoALF) と園芸作物開発公社をカウンターパート (C/P) 機関として、小規模園芸農民組織の組織強化・収入向上を目的とした技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP)」(2006 年～2009 年) 及び「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト (SHEP UP)」(2010 年～2015 年) を実施し、支援対象の農民組織において高い園芸所得の伸びが記録されるなど、大きな成果を収めた。

SHEP 及び SHEP UP では、市場に対応した農民組織の育成を目指す諸研修に加え農家のマーケットアクセスを改善するため、小規模な投入と農家の参加によって道路の修繕を行う土のうを利用した農道整備技術を導入した。MoALF は土のうを利用した農道整備技術普及のため、専属の C/P をプロジェクトに配置し、同 C/P を中心としてプロジェクト対象 6 州 (セントラル州、リフト・バレー州、ニャンザ州、ウェスタン州、イースタン州、コースト州) において農民組織及び農業普及員に対する同技術の研修及びデモンストレーションを実施した。

他方、ケニアでは 2013 年より地方分権による新たな地方行政区としてカウンティ制が導入され権限と財源の移譲が進んでいる。SHEP UP の対象農家の園芸所得向上における成果を評価したケニア政府はカウンティ下にて SHEP アプローチの実施を更に推進することとし、その支援を我が国に要請した。これを受けて JICA は、カウンティが農業普及主体として SHEP アプローチを展開するためのモデルの確立を目的とした「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト (SHEP PLUS)」を 2015 年 3 月から 2020 年 3 月までの予定で実施中である。

これまでの協力により、土のうを活用した農道整備技術は確立されているものの、各カウンティ独自による技術の活用事例は未だ限られており、カウンティ職員、農業土木技術者及び農業普及員の事業計画責任者及び指導者としての能力には改善の余地が見られる。また地方分権が進み、農家への直接的な行政支援の権限と責任を有するカウンティ政府と、カウンティの能力強化を役割とする中央政府という構造変化が見られる中、カウンティ政府にとっては、関連部署及び他のステークホルダーを動員して農道整備を行うための人的・資金的・物的リソース確保が課題となっている。

このような状況の変化を踏まえ、SHEP UP では支援対象の農民組織からのリクエストに応じ、上述のプロジェクト専属 C/P によるデモンストレーション研修を実施してきていたが、SHEP PLUS においては、カウンティのリソースを用いた農道整備の実施を目指し、2016 年 2～5 月の「農村インフラ (土のうによる農道整備)」専門家を派遣した。その結果、プロジェクト専属 C/P による支援は、カウンティ及び県スタッフに対する ToT 及び各カウンティ 1 回のデモンストレーション研修のみに限定して実施することとなった。また、カウンティのリソースの効果的な巻き込み方法を検討し、研修内容、研修教材が改訂された。

上記の方法を取り入れて約 1 年が経過するが、プロジェクトではその実施状況を踏まえ、対象地域での独自のリソースによる展開を更に進めることが求められている。このため、カウンティによる取り組みを精査したうえで必要に応じて研修パッケージを改善すると共に、農道整備にかかるカウンティ政府や対象地域のリソースをより具体的に把握し、今後の実施方針について検討するべく、本専門家を派遣することとした。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの枠組みを反映して長期専門家および C/P と協力して以下の業務を行う。

(1) 国内準備期間 (2017 年 3 月上旬)

- ① 本プロジェクトに関係する資料により SHEP、SHEP UP 及び SHEP PLUS の全体的な状況を理解し、現在の土のうを利用した農道整備の活動状況を確認する。
- ② JICA ケニア事務所並びにプロジェクト専門家と協議の上、ワーク・プラン (英文) を作成し、監督職員に提出、説明する。

(2) 現地派遣期間 (2017 年 3 月中旬～4 月中旬)

- ① JICA ケニア事務所及びプロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、C/P) に業務実施計画の説明を行う。
- ② プロジェクト関係者から現在の土のうを利用した農道整備の活動状況及びカウンティ制下における事業実施の状況を確認する。
- ③ カウンティ及び県職員、農業土木技術者及び農業普及員に対する聞き取りと土のうにより整備された農道の現地踏査を通じ、SHEP PLUS で実施されているサイト選定事前調査を含む研修システム、研修内容等にかかる成果、課題、教訓等について確認のうえ、必要に応じて実施方法の改善を検討する。
- ④ 上記③に基づき、研修フロー、実施内容、実施方法を修正し、研修教材の改訂を行う。
- ⑤ カウンティ及び県職員、農業土木技術者及び農業普及員に対する聞き取りを通じ、ToT 及びデモンストレーション実施後のカウンティ、ステークホルダー及び農家グループによる独自の取り組み状況を把握のうえ、土のうを利用した農道整備のカウンティによる独自展開にかかる成果、課題、教訓等について確認する。
- ⑥ 土のうによる農道整備をカウンティもしくは農家グループが持続的に実施していくことを念頭に、カウンティ政府や関連政府機関、対象地域に存在する他のプロジェクト、プログラムや NGO、民間企業といった各種リソースを洗い出すと共に、対象地域で取り組み可能と考えられる具体的な実施事例を、幾つかのパターンに分類しつつ取りまとめる。
- ⑦ プロジェクト関係者と協議のうえ、カウンティが有するリソース適用事例のサンプルとなり得る 1 カウンティを選定し、⑥の提案を実現するための具体的な活動手順と実施体制を提案する。
- ⑧ 現地業務結果報告書 (英文) を作成し、C/P 機関、プロジェクト及び JICA ケニア事務所に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 4 月下旬)

- ① 専門家業務完了報告書を作成し、監督職員へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン (英文 3 部 : C/P 機関、JICA ケニア事務所、監督職員)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

(2) 現地業務結果報告書 (英文 3 部 : C/P 機関、プロジェクト、JICA ケニア事務所)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ その他

C/P やプロジェクト専門家と協力して作成した研修教材を参考資料として添付すること。

(3) 専門家業務完了報告書 (和文 3 部 : プロジェクト、JICA ケニア事務所、監督職員)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、東京⇄ドーハ/ドバイ経由を標準とし、経済的かつ効率的な経路を選択してください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2017年3月12日～4月15日を予定しています。また、公示後に派遣開始日が1日から1週間程度でずれる可能性があります（派遣日数は35日間で変わりません）。ただし、3月12日派遣開始日が前倒しになる場合には1日程度を想定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- ・園芸生産・普及（長期派遣専門家）
- ・モニタリング・評価/業務調整（長期派遣専門家）
- ・プロジェクト管理/SHEPアプローチ評価（長期派遣専門家）
- ・業務調整/広域化促進（長期派遣専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
なし
- イ) 宿舍手配
なし
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

- (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム（TEL:03-5226-8437）にて電子データで配布します。

- ・「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト 農村インフラ（土のうを利用した農道整備）業務完了報告書（2016年5月）」
- ②本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。
- ・プロジェクト基本情報
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/ecbaf8bc4f5035bc49257dce0079cc75?OpenDocument>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務においては、年度にまたがる契約（複数年度契約）を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分を一括して作成すること。
- ③ケニア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAケニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上